

## 1 事業名

所沢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正

## 2 事業の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項について所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第31号 所沢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(園路及び広場)

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等(法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 略

(園路及び広場)

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等(法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 略